

おもな事業を紹介します

Part 2

学校教育の振興

新たに教育研究所を設置

本年度から新たに「ながほ市教育研究所」が、学校教育の充実を目的に設置されました。学校の先生方は、子供にとってもわかりやすく楽しい授業をするために常に勉強を怠りません。先生方は自分たちで研究会などを開催していましたが、学校で授業を行っているから、研修会の計画を立てたり準備をしたりと、なかなか忙しい毎日を送っていました。教育研究所は、そのよう先生方の負担を減らし、研修会などを支援します。計画や準備はもろろん、研修の内容も教育委員会が設定し、先生方の力量をさらに高めていく内容を考えられています。

一人ひとりの良さを伸ばすための「学級経営研修」、子どもの「個に応じた指導研修」、楽しい授業を行うための「学習意欲向上研修」などを企画していきます。

先生方から要望の高い「小学校英語活動」や「情報教育」の研修も希望する先生方を中心に行っていきます。

また、教育研究所には社会科の指導主事が配置されています。来年度から小学校で使用する社会科副読本「わたしたちのかほ市」をつくるための活動も始まりました。

にかほ市の先生方が充実した研修を行い、子どもたちのために力を付けてもらえるように市民の皆さんで教育研究所の活動を見守ってくださいるようにお願いします。

観光の推進

観光検討委員会を設置

観光検討委員会

これまで旧町単位で行われてきた観光施策を見直し、にかほ市としての観光行政の方向性を打ち立てるため、「観光検討委員会（仮称）」を設置します。観光客数の増加と、通過型観光から滞在型観光への転換を図り、観光産業だけではなく、他産業への波及効果も高め、本市経済活性化を目指します。

元滝遊歩道を新設

現在、駐車場から元滝への遊歩ルートは1本です。伏流水の流れを楽しみながら周回できるように遊歩道を新設します。

特産品開発助成

特産品の開発に対して助成を行います。対象は、
○製作に必要な設備費
○開発のための調査研究費用、試作品検査費用
○商標登録に必要な費用
ただし、人件費や建物等に要する費用は対象外です。
助成金額は、右の費用の2分の1で、50万円が上限です。
助成の申請には、助成金交付

申請書のほか事業計画書、収支予算書を出していただきます。助成を受けようとする場合は、事前に観光課観光係 ☎38-4305へお問い合わせください。

観光検討委員会（仮称）の委員を募集します

これからの観光行政のあり方をさまざまな角度から検討するために、市民の皆さまからのユニークなアイデアをご提案いただきたく考えています。

そのため、観光産業や関連する団体関係者のほか、公募による委員構成としますので、観光に関心を持つ市民の皆さまの応募をお待ちしています。

- 応募期限 5月19日（金）
- 応募人員 若干名
- 応募条件 年齢18歳以上で、平日の日中・夕方いずれも委員会に出席できる人も委員に出席できる人も応募方法 住所・氏名・年齢・履歴を適宜記入（様式は問いません）して、市役所金浦庁舎観光課観光係に直接持参してください。
- 問合せ 観光課観光係 ☎38-4305

農業の振興

集落営農組織づくりを推進

これからのわが国の農業は、意欲と能力のある「担い手」が中心となり、効率的かつ安定的な農業構造を目指す必要があります。そこで、平成19年度から実施される「経営所得安定対策等大綱」では、これまでのようなすべての農業者を一律的な対象として、個々の品目ごとに対応してきた施策が見直され、「担い手」を助成対象とし、その経営の安定を図る施策（品目横断的経営安定対策）が導入されます。

主な内容としては、すべての農産物を対象とするものではなく、米・大豆・麦を含む5品目とし、価格下落時に収入変動の9割まで補てんします。

市では、今ある農業機械を効率的に活用した経費のさらなる削減が確保できなくても、地域全体で地域農業を維持できるように「担い手」としての集落営農組織の立上げを支援します。

◆「担い手」となる条件
個別経営体と集落営農組織の



2種類があります。

◆個別経営体

基本原則として、認定農業者で、併せて農地基本台帳（農業委員会管理）の田、畑の面積が4ha以上の経営規模であること。（経営規模の特例あり）

◆集落営農組織

基本原則として、一定の条件を備える集落営農組織で、併せて組織の構成員の農地基本台帳の田、畑の面積合計が20ha以上の経営規模であること。（経営規模の特例あり）

一定条件とは次の5つの要件

- (1) 農用地の利用集積目標
地域の農用地の3分の2以上を集積（農作業を受託）する目標を定めます。
- (2) 規約の作成
代表者、構成員、農地や農業機械の利用・管理に関する事項等を定めた組織の規約を作成します。
- (3) 経理の一元化
集落営農組織の口座を設け、農産物の販売名義を集落営農組織とし、販売収入をその口座に入金し、資材等一括購入代を支払います。
- (4) 主たる従事者の所得目標
市で定める基本構想の水準以上（にかほ市では450万円）の農業所得目標を定めます。従事者は、候補者でも構いません。
- (5) 農業生産法人化計画
農業生産法人となる計画（5年以内）を作成します。

集落営農を立上げる際、(2)および(3)の要件は必ず決める必要があります。それ以外は、目標値等を掲げることになります。

◆「担い手」以外の米価下落に
対する助成
平成19年度から3年間は、徐々に引き下げになりますが、新

たな米価下落時対策（まだ国の金額等は明示していない）がとられます。これは、今後「担い手」に移行するまでの猶予措置です。

◆これまで米の生産調整のため、野菜、花き等の栽培を行ってきた農家に対する助成

今年度も実施する水田農業構造改革交付金（産地づくり対策交付金）と同様に、平成19年度からも生産調整実施者を対象に「新・産地づくり対策交付金」で対応することになっています。

◆市、JA秋田しんせい等関係団体による集落営農組織立上げの支援
集落営農組織を立上げる際に必要な経理の一元化や規約の制定など、課題に対応する経費を助成したり、人的補助についても積極的に支援します。

窓口・問合せ

- 産業部農林課集落営農推進係 ☎38-4303
- 秋田しんせい農協仁賀保総合支店営農資材課 ☎32-3160
- 秋田しんせい農協金浦総合支店営農資材課 ☎38-2008
- 秋田しんせい農協象潟総合支店営農資材課 ☎43-4300

4月15日号の職員人事異動の欄に掲載漏れがありました。（ ）は前職
市長部局
国体推進室
▶総務係長（象潟市民SC市民班主査）
須田 徹